

京都市訓令甲第 6 号

庁 中 一 般

区 役 所

事 業 所

京都市高度情報化推進のための情報システムの適正な利用等に関する規程の一部を次のように改正する。

平成 28 年 3 月 31 日

京都市長 門 川 大 作

第 2 条第 3 号中「第 2 条第 3 号」を「第 2 条第 4 号」に改める。

第 5 条第 2 項及び第 20 条中「総合企画局市民協働・国際化・情報化担当局長」を「総合企画局プロジェクト・国際化・情報化担当局長」に改める。

附 則

この訓令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 3 号の改正規定は、公布の日から施行する。

(総合企画局総合政策室)